

政策立案に寄与する学術論文（先行研究）の調査業務 委託仕様書

1 業務名称

政策立案に寄与する学術論文（先行研究）の調査業務

2 委託契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 業務目的

本業務は、本市の指定するテーマ（6～9件程度）について分析した学術論文を収集・分析することで、本市の抱える課題に対し、全市的な政策・施策の企画立案につなげることを目的とする。

4 業務内容

本市の指定する政策対象になり得るテーマ（6～9件程度）について、計量経済学の因果推論の手法を用いた国内外の学術論文を収集し、その限界も含めて批判的に整理し、本市と協議の上、本市が定める調査の仕様（目的、内容、期限等）に基づき調査を実施し、報告書及び概要版を提出する。また、調査報告書に基づき勉強会を開催する。

原則として、同時進行件数の上限は3件とし、調査テーマ等の検討に着手してから90日程度までに完成させること。

1テーマごとの具体的な業務および業務ごとの日数の目安は、以下の通りとする。ただし、打ち合わせ及び勉強会はいずれもオンライン可とする。

（1）調査テーマ等の検討（30日）

①企画調整局政策課との打ち合わせを設定し、調査テーマ候補（※）に関して、実行可能性などを加味した精査を行うこと。

※ 「XのYへの影響」のような明確なリサーチクエスションの形になっていないもの、例えば、「Xを今後どのように進めれば良いか」「Yを実現するにはどうすれば良いか」といった、大きな課題意識の共有にとどまる場合もある。

②調査テーマ決定後は、企画調整局政策課及び関係課を交えた打ち合わせを設定し、市の抱える課題を十分に把握したうえで、どのような調査を行えば市の課題意識に資するかを検討し、調査内容を積極的に提案すること。

（2）調査の実施・進捗報告～調査報告書及び概要版の作成・提出（45日）

調査内容を決定したら、当該テーマについて、計量経済学の因果推論の手法を用いた国内外の学術論文を収集し、その限界も含めて批判的に整理し、本市が定める仕様に沿って調査報告書およびその概要版を作成のうえ、提出すること。なお、調査にあたっては中間報告を行い、本市と十分に連携して調査を進めること。

(3) 勉強会の開催(報告書提出から15日以内)

調査報告書の内容について、理解を深め、政策立案に生かすことを目的とした職員向けの勉強会(60~90分程度)を開催すること。

5 成果物

成果物は以下の通りとする。

また、電子データは再加工できるものとする。

成果物	形式	提出形式
調査報告書	ワード(A4サイズ)で20枚程度	電子データ
概要版	パワーポイント5~10枚程度	電子データ

6 留意事項

(1) 再委託

原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときはこの限りではない。

(2) 著作権の帰属

本業務により作成された成果物等の著作権は、本市に帰属するものとする。

(3) 秘密の順守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(4) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者とが協議して定めるものとする。

(5) 第三者の権利侵害

受託者は本市に対し、納品する成果物が第三者の特許権、著作権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないことを保証すること。

(6) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。